

社会福祉法人真光福社会役員等の報酬に関する規則

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人真光福社会（以下「本法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び評議員選任・解任委員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本法人は、役員等への報酬等は支給しない。

(公表)

第4条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法第45条第1項第3号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。（平成29年3月11日理事会議決）